○法務省告示第二百三号

東京都青梅市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年四月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

東京都青梅市青梅千三百十四番地　小島新太郎

○法務省告示第二百四号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地村字嘉手苅千三百五十一番地

奥濵　亀

○法務省告示第二百五号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月三十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地間切嘉手苅村百二番地

恩川カ子メガ

○法務省告示第二百六号

仙台市青葉区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二十八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、青葉区役所又は仙台法務局に照会すること。

平成二十六年四月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

宮城県仙台市荒巻字山大ヘタ十三番地

伊藤善右衛門

○財務省告示第百四十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第十一回	八千二百三十七万円	八千二百十九万九千三百九十二円
〃	第十二回	一億二千二百二万円	一億二千百七十八万六千六百六十四円
〃	第十三回	一億四千八十八万円	一億四千六十五万五千五百三十円
〃	第十四回	一億五千五百十一万円	一億五千四百八十五万四百八十六円
〃	第十五回	一億八千三十五万円	一億八千九万千三百五十円
〃	第十六回	一億七千四百五十万円	一億七千四百二十六万三千六百六十二円
〃	第十七回	二億四千二百八十七万円	二億四千二百五十四万千四十八円
〃	第十八回	六千九百九十八万円	六千九百八十七万九千六百四十八円
〃	第十九回	四億四千四百四万円	四億四千三百四十万三千百九十二円
〃	第二十回	二億七千九百八万円	二億七千八百七十万二千二十四円
〃	第二十一回	一億六千三百七十七万円	一億六千三百五十三万五千百四十八円
〃	第二十二回	二億四千三百三十二万円	二億四千三百八万七千三百六十八円
〃	第二十三回	二億九千六百七十九万円	二億九千六百四十五万八千九百七十二円
〃	第二十四回	二億三千八百四万円	二億三千七百八十五万三百五十二円
〃	第二十五回	二億九千五百三十五万円	二億九千五百十八万五千三百十八円
〃	第二十六回	三億三千六百二十八万円	三億三千六百九万二千五百二円
〃	第二十七回	二億千五百七十一万円	二億千五百五十八万九千七百九十七円
〃	第二十八回	二億六百二万円	二億五百九十万五千百三十円
〃	第二十九回	一億八千八百八十九万円	一億八千八百七十六万四千六百八十六円
〃	第三十回	八千六百六十二万円	八千六百五十七万二千四十四円
〃	第三十一回	三億六千九百六十八万円	三億六千九百四十七万三千八百七十八円
〃	第三十二回	一億八千九百二十七万円	一億八千九百十六万四千四百九十八円